

986

別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和 8年 1月 16日

群馬県知事 あて

主たる事務所 伊勢崎市蕪塚町
所在地 1212番地1
名称 医療法人 したら歯科医院
理事長 設楽 康

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



様式 1

事業報告書
(自 令和 6 年 1 2 月 1 日 至 令和 7 年 1 1 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 したら歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 群馬県伊勢崎市韭塚町 1 2 1 2 番地 1

(3) 設立認可年月日 令和 2 年 2 月 2 5 日

(4) 設立登記年月日 令和 2 年 3 月 1 3 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
監 事		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事（理事長を含む）の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 47 条第 1 項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 49 条の 4 参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	したら歯科 矯正歯科医院	1030230344	群馬県伊勢崎市韭 塚町 1 2 1 2 番地 1	0 床

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に括弧書き（例：【〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理】）で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
4. 該当がない項目欄は削除すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

注) 附帯業務を実施している場合は、業務の種類（例：訪問看護ステーション〇〇、〇〇在宅介護支援センター等）及び実施場所を記載すること。

また、地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に括弧書き（例：【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】）で記載すること。該当がない項目欄は削除すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

注) 実施している場合は、業務の種類（例：駐車場業、料理品小売業等）及び実施場所を記載すること。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 1 月 2 0 日 令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 1 1 月 3 0 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) そ の 他

該当なし

様式 2

法人名 医療法人 したら歯科医院

※医療法人整理番号

0

0

9

8

6

所在地 群馬県伊勢崎市菰塚町 1212 番地 1

財 産 目 録

(令和 7 年 1 1 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	6 8, 3 5 7 千円
2. 負 債 額	3 3, 6 2 9 千円
3. 純 資 産 額	3 4, 7 2 8 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4 3, 4 1 5
B 固 定 資 産	2 4, 9 4 2
C 資 産 合 計 (A + B)	6 8, 3 5 7
D 負 債 合 計	3 3, 6 2 9
E 純 資 産 (C - D)	3 4, 7 2 8

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名	医療法人 したら歯科医院
所在地	群馬県伊勢崎市蕪塚町1212番地 1

貸 借 対 照 表
(令和 7年 11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	43,415	I 流 動 負 債	4,162
II 固 定 資 産	24,942	II 固 定 負 債	29,467
1 有 形 固 定 資 産	14,201	負 債 合 計	33,629
2 投 資 等	10,741	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	15,000
		II 積 立 金	19,728
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	34,728
資 産 合 計	68,357	負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,357

法人名 医療法人 したら歯科医院
所在地 群馬県伊勢崎市菰塚町1212番地 1

※医療法人整理番号 0 0 9 8 6

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 12月 1日 至 令和 7年 11月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	130,344
2 事業費用	133,613
本来業務事業損失	3,269
II 事業外収益	2,490
III 事業外費用	98
経常損失	877
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	877
法人税等	4
当期純損失	881

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 したら歯科医院

理事長 設楽 康 殿

私は、医療法人したら歯科医院の令和6会計年度（令和6年12月1日から令和7年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

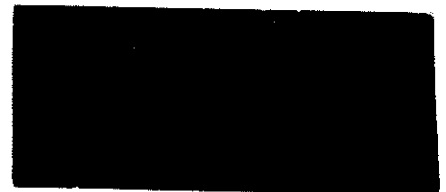
私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 1月 10日



様式 5

法人名 医療法人 したら歯科医院
所在地 群馬県伊勢崎市韮塚町1-2-1 番地1

※医療法人整理番号 0 0 9 8 6

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)